

# 美郷町子育てファミリー支援事業

## 第3子以降のお子さんが生まれた世帯に 子育てサービス事業の利用費用の一部を助成！

### 【助成対象者（①～③の要件をすべて満たす方）】

- ① 美郷町に住民登録していること
- ② 平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育していること
- ③ 小学校就学前の子を養育していること

※要件を満たしている場合は、次年度以降も助成金を申請することができます。（年度ごとに申請が必要です）

### 【助成金額】

一世帯：年間上限 **15,000円**（4月から翌年3月末までの1年間）

### 【対象事業】

次の事業を利用（購入）する費用のうち、小学校就学前の子に係る費用 ※詳しくは裏面参照

- ◎子育て短期支援事業
- ◎一時預かり事業（幼稚園型除く）
- ◎予防接種及び知育玩具購入など

### 【申請から助成金受領までの流れ】

1. 対象事業を利用（購入）します。
2. 対象事業の利用（購入）後に、「助成対象認定申請及び助成金交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して子ども子育て課に提出します。≪申請は年度分をまとめて1回で申請してください≫  
【必要書類】
  - ①領収書やレシートの原本（利用日・利用金額・利用内容等がわかるもの）
  - ②通帳の写し（金融機関・支店・口座番号・口座名義人が確認できるもの）
  - ③住民票謄本（子どもとの親子関係が確認できるもの）※住民票謄本で確認できない場合は戸籍謄本  
⇒ 2年目以降の申請で、世帯員に変更がない場合は省略可
  - ④委任状（申請者と口座名義人が異なる場合）
3. 町から、「助成対象認定通知書及び助成金交付決定通知書（様式第2号）」を送付します。  
要件を満たしていない場合は、「助成対象外通知書（様式第3号）」が送付されます。
4. 助成金を指定の口座にお振込みします。

### 【助成の対象となる期間（対象となる領収書やレシートの日付）】

今年度新たに対象となった方 ⇒ 要件を満たした日（第3子以降の出生日）から令和7年3月31日まで  
昨年度までに対象となった方 ⇒ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

≪申請期限≫ 令和7年3月31日必着 ※利用後はお早めに申請してください

## 【対象事業】

事業名	事業内容
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間養育する事業。
一時預かり事業 (幼稚園型除く)	保護者が急用や疾病などで、家庭で子どもの世話をすることができない場合に、一時的にその子どもの保育を行う事業。
予防接種及び知育玩具購入等	<p>インフルエンザ、おたふくかぜワクチン等の任意予防接種費用。 知育玩具、絵本、おむつ、粉ミルク、ベビーフード等の購入や子育てタクシーの利用など、子育ての助けとなるものに係る費用。</p> <p>(対象一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意予防接種</li> <li>・ 知育玩具</li> <li>・ 絵本、児童書</li> <li>・ おむつ</li> <li>・ 粉ミルク、液体ミルク、離乳食、ベビーフード</li> <li>・ 哺乳びん、哺乳びん用乳首、鼻吸い器</li> <li>・ ベビーサークル、ベビーフェンス</li> <li>・ ベビーチェア、ベビーカー</li> <li>・ おまる、補助便座</li> </ul> <p>注1) 上記以外の物も対象となることがありますので、ご不明な場合はお問い合わせください。</p> <p>注2) 購入した品物の「購入日、購入金額、品名」が必要です。</p> <p>注3) 注2) の内容がわかれば「レシート」でも結構です。</p> <p>注4) 領収書に「〇〇 他」と記載されている場合、内訳が不明ですので、購入店で発行した明細書など内容がわかるものを添付してください。 (内訳が不明の場合、助成対象とならないことがあります。)</p> <p>注5) 来庁時に購入した品物の詳細について確認させていただくことがあります。</p> <p><b>【補足事項】</b> 通常の食料品 (ベビー・幼児用食品以外のもの)、ゲーム機、ラジコンカーなど <u>小学生以上のお子さんや大人も使えるものは助成対象外です。</u></p>

◎本町では実施していない「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」についても、町外の施設等で利用された場合は、対象となることがありますのでご相談ください。

◎他の補助金等を受けている場合は、本事業は利用できませんのでご注意ください。